

「令和4年度就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援事業」に係る評価基準及び採点表

採点については、下記のとおりとする。

評価項目	内 容	必須	委員1人の評価点	
			採点等	評価点
1 業務の実施方針 (/40点)				
(1)	業務実施の基本方針の適格性 ※2	●	合・否	/15
(2)	組織・人員体制について ※2	●	合・否	/15
(3)	その他本事業を行うに当たり必要となる業務の実施について ※2	●	合・否	/10
2 事業実施方法 (/120点)				
(1)	支援の実施について	①地域の実情に合った考え方となっているか。※1 ・大変優れている＝20点 ・優れている＝12点 ・優れているレベルよりやや劣る＝4点 ・劣っている＝0点	0・4・12・20	/20
		②各事業の内容は適切か。利用者ニーズを踏まえた事業構成となっているか。※1 ・大変優れている＝20点 ・優れている＝12点 ・優れているレベルよりやや劣る＝4点 ・劣っている＝0点	0・4・12・20	/20
		③各事業の実施体制について、効果的、効率的な人員配置（経験・能力に応じた配置など）となっているか。※1 ・大変優れている＝20点 ・優れている＝12点 ・優れているレベルよりやや劣る＝4点 ・劣っている＝0点	0・4・12・20	/20
		④各事業の計画は適切か。全体スケジュールが適切に立てられているか。※1 ・大変優れている＝20点 ・優れている＝12点 ・優れているレベルよりやや劣る＝4点 ・劣っている＝0点	0・4・12・20	/20
		⑤事業の波及効果が見込まれるか。事業終了後も事業実施効果が見込まれるか。※1 ・大変優れている＝20点 ・優れている＝12点 ・優れているレベルよりやや劣る＝4点 ・劣っている＝0点	0・4・12・20	/20
		⑥各雇用対策について、交通の便などを考慮し、利用者が来場しやすい開催場所を選定しているか。※2 ・大変優れている＝20点 ・優れている＝12点 ・優れているレベルよりやや劣る＝4点 ・劣っている＝0点	0・4・12・20	/20
3 ワークライフバランス等の推進に関する指標 (/10点) (注1) (注2)				
(1)	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）※2		0・2・4・6・8・10	/10
(2)	次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業）※2		0・5・7・9	/9
(3)	若者雇用促進法に基づく認定※2		0・9	/9
4 賃上げの実施を表明した企業等に係る指標 (/10点)				
(1)	【大企業の場合】 当該事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること※2		0・10	/10
(2)	【中小企業等の場合】 当該事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること※2		0・10	/10
5 その他 (/20点)				
(1)	これまでの事業実績について※2		0・8・20	/20
合 計 (200点)				/200

(注1)内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。

(注2)複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

(注3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。

このうち、労働時間等の働き方に関する基準は満たすことが必要。

(注4)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

(注5)新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準による認定マーク)

(注6)旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置による認定マーク)

(注7)「類似事業」とは、例えば、●●事業、▲▲事業等、仕様書別紙1「提案すべき事業内容について」に示す事業内容に類似する事業を指す。

※1 価格と同等に評価できない項目(計100点)

※2 価格と同等に評価できる項目(計100点)